

◎ 事業主の皆様 労働保険（労災保険・雇用保険）の

加入手続きはお済みですか？

～ 11月 は労働保険未手続事業一掃強化期間です ～

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に必要な保険給付を行い、また労働者の方が失業した場合に失業手当等の給付や再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

労働保険は労働者を一人でも雇用する事業主に加入が義務づけられています。

まだ加入手続きがお済みでない事業主は、早急に手続きを行ってください。

お問い合わせ先

労災保険は・・・三鷹労働基準監督署

労 災 課 TEL 0422-67-3422

雇用保険は・・・ハローワーク三鷹（三鷹公共職業安定所）

雇用保険適用課 TEL 0422-47-8623